豊川信用金庫国債等取引約款

第1章 国債証券等の保護預り規定(取引残高報告書式)

(保護預り証券の範囲)

- 第1条 この保護預りでは、金融商品取引法(以下、「金商法」といいます。)第2条第1項各号に規定する次に掲げる証券(以下、「国債証券等」といいます。)をお預りします。
 - ① 国債証券
 - ② 地方債証券
 - ③ 政府保証債券
 - 2 当金庫は、前項にかかわらず、相当の理由があるときは国債証券等の保護預りをお断りすることがあります。
 - 3 この規定に従ってお預りした国債証券等を以下、「保護預り証券」といいます。

(保護預り証券の保管方法および保管場所)

- 第2条 当金庫は、保護預り証券について、この規定および金商法第43条の2に定める分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。
 - ① 保護預り証券は、当金庫所定の場所に保管し、特にお申出がない限り他のお客さまの同銘柄の証券と区別することなく 混合して保管(以下、「混合保管」といいます。) できるものとします。
 - ② 前号による混合保管は大券をもって行うことがあります。

(混合保管に関する同意事項)

- 第3条 前条の規定により混合保管する国債証券等については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。
 - ① 保護預り証券の数または額に応じて、同銘柄の国債証券等に対して、共有権または準共有権を取得すること
 - ② 新たに国債証券等をお預りするときまたは保護預り証券を返還するときは、当該証券のお預りまたはご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他のお客さまと協議を要しないこと

(共通番号の届出)

第4条 お客さまは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」といいます。) その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号または 同条第15項に規定する法人番号。以下同じ)の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客さまの 共通番号を当金庫にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

(保護預り口座の設定)

- 第4条の2 国債証券等については、当金庫に対して保護預り口座を設定した場合に限り、保護預りを受け付けることとし、当該口座設定の際は当金庫所定の債券取引(保護預り)口座設定申込書をご提出ください。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い取引時確認を行わせていただきます。
 - 2 債券取引(保護預り)口座設定申込書に押印された印影および記載された氏名または名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等をもって、お届出の氏名または名称、住所、生年月日、印鑑、共通番号等とします。

(契約期間等)

- 第5条 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。
 - 2 この契約は、お客さままたは当金庫から申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、 継続後も同様とします。

(手数料)

第6条 この保護預りの手数料(以下、「手数料」といいます。)は、料金表記載の料率と計算方法により1年分を後払いするものと

- し、毎年4月の当金庫所定の日に、お客さまが指定した預金口座(以下、「指定口座」といいます。)から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ充当するものとします。なお、当初契約期間の手数料は、契約後に保護預り証券の保護預りが発生した日の属する月を1か月としてその月から月割計算によりお支払いいただきます。
- 2 手数料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の手数料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用 します。
- 3 契約期間中に解約があった場合または保護預り証券のすべてが償還された場合は、解約日または償還日の属する月までの 手数料を月割計算によりお支払いいただきます。
- 4 当金庫は、指定口座に手数料に相当する金額がない場合は、第10条により当金庫が受け取る保護預り証券の償還金(第9条の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ)、利金または買取り代金等(以下、「償還金等」といいます。)から手数料に充当することができるものとします。

(預入れ及び返還)

- 第7条 国債証券等を預け入れるときは、お客さままたはお客さまがあらかじめ届け出た代理人(以下、「お客さま等」といいます。) が当金庫所定の依頼書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)してご提出ください。
 - 2 保護預り証券の全部または一部の返還をご請求になるときは、当金庫所定の方法でその旨をお申出のうえ、返還の際に前項に準じた手続きにより、保護預り証券をお引き取りください。
 - 3 利金支払期日の7営業日前から同支払期日の前営業日までの間は、国債証券等の預入れおよび保護預り証券の返還をすることはできません。
 - 4 保護預り証券は、お客さま等がお引き取りになるまでは、この規定により当金庫がお預りしているものとします。

(保護預り証券の返還に準ずる取扱い)

- 第8条 当金庫は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第2項の手続きをまたずに保護預り証券の返還のご請求があったもの として取り扱います。
 - ① 当金庫に保護預り証券の買取りを請求される場合
 - ② 当金庫が第10条により保護預り証券の償還金を受け取る場合
 - ③ 保護預り証券から代用証券に寄託目的を変更する旨のご指示があった場合

(抽せん償還)

第9条 混合保管中の保護預り証券が抽せん償還に当せんした場合には、被償還者および償還額の決定は当金庫所定の方法により公正かつ厳正に行います。

(償還金等の受入れ等)

第10条 保護預り証券の償還金等の支払いがある場合は、当金庫がこれを受け取り指定口座に入金します。

(お客さまへの連絡事項)

- 第11条 当金庫は、保護預り証券について、次の事項をご通知します。
 - ① 残高照合のための報告
 - ② 第9条により被償還者に決定したお客さまには、その旨及び償還額
 - 2 前項①の残高照合のための報告は、保護預り証券の残高に異動があった場合に、当金庫所定の時期に年1回以上ご通知します。なお、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容に不審の点があるときは、速やかに当金庫の資金証券部預かり資産課に直接ご連絡ください。
 - 3 当金庫が届出のあった名称、住所にあてて通知を行いまたはその他の送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
 - 4 当金庫は、第2項の規定にかかわらず、お客さまが特定投資家(金商法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。)の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。)をいいます。)である場合であって、お客さまからの第2項に定める残高照合のための報告内容に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当金庫が定めるところにより残高照合のための報告を行わないことがあります。

(届出事項の変更手続き)

- 第 12 条 印章を失ったとき、または印章、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号その他の届 出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民 票」等の書類をご提出または「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。
 - 2 前項によりお届出があった場合、当金庫は所定の手続きを完了した後でなければ国債証券等の預入れ、保護預り証券の返還または解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
 - 3 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名または名称、住所、共通番号等をもって届出の印鑑、氏名または名称、住所、 共通番号等とします。

(反社会的勢力との取引拒絶)

第13条 この契約は、お客さまが第14条第5項各号のいずれにも該当しない場合に利用できるものとし、第14条第5項各号の一つにでも該当する場合には、当金庫は保護預りをお断りするものとします。

(解約等)

- 第14条 この契約は、お客さまのお申し出によりいつでも解約することができます。解約するときは、当金庫所定の方法でその旨をお申出のうえ、解約の際にお客さまが当金庫所定の解約依頼書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)してご提出し、保護預り証券をお引き取りください。第5条によるお客さまからのお申出により契約が更新されないときも同様とします。
 - 2 前項にかかわらず、保護預り証券の利金支払期日の7営業日前から同支払期日の前営業日までの間は、この契約の解約をすることはできません。
 - 3 保護預り証券は、お客さまがお引き取りになるまでは、この規定により当金庫がお預りしているものとします。
 - 4 次の各号のいずれかに該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、 当金庫から解約の通知があったときは、直ちに当金庫所定の手続きをとり、保護預り証券をお引き取りください。第5条に よる当金庫からの申出により契約が更新されないときも同様とします。
 - ① お客さまが手数料を支払わないとき
 - ② お客さまについて相続の開始があったとき
 - ③ お客さま等がこの規定に違反したとき
 - ④ やむを得ない事由により、当金庫が解約を申し出たとき
 - 5 前項のほか、次の各号の一つにでも該当すると認められる場合には、当金庫は取引を停止し、またはお客さまに通知する ことにより、この契約を解約できるものとします。この場合、直ちに当金庫所定の手続きをとり、保護預り証券をお引き取 りください。
 - ① お客さまが次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - イ 暴力団
 - ロ 暴力団員
 - ハ 暴力団準構成員
 - 二 暴力団関係企業
 - ホ 総会屋等、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - へ その他イからホに準ずるもの
 - ② お客さまが、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
 - イ 暴力的な要求行為
 - ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ハ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 二 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - ホ その他イから二に準ずる行為
 - 6 前2項による保護預り証券の引取り手続きが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する 月の翌月から引取りの日の属する月までの手数料相当額を月割計算によりお支払いください。この場合、第6条第3項に基 づく返戻金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。
 - 7 当金庫は、前項の不足額を引取りの日に第6条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第6条第4項に準じて償還金等から充当することができるものとします。

- 8 解約時の取扱いについては、次の各号のとおりとします。
 - (1) 第4項または第5項に基づく解約に際しては、当金庫の定める方法により、保護預り証券および金銭の返還を行います。
 - ② 保護預り証券のうち原状による返還が困難なものについては、当金庫の定める方法により、お客さまのご指示によって 換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行います。

(緊急措置)

第 15 条 法令の定めるところにより保護預り証券の引渡しを求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当金庫は臨機の処置をすることができるものとします。

(公示催告等の調査等の免除)

第16条 当金庫は、保護預り証券について、公示催告の申し立て、除権決定の確定等についての調査義務は負いません。

(譲渡、質入れの禁止)

第17条 この契約によるお客さまの権利は、譲渡または質入れすることはできません。

(免責事項)

- 第18条 当金庫は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。
 - ① 第12条第1項による届出の前に生じた損害
 - ② 申込書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名)を届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて国債証券等の受入れまたは保護預り証券の返還、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
 - ③ 申込書に使用された印影(または署名)が届出の印鑑(または署名鑑)と相違するため、国債証券等を受入れまたは保護預り証券を返還しなかった場合に生じた損害
 - ④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当金庫の責めによらない事由により保管施設の故障等が発生したため、国債証券等の預入れまたは保護預り証券の返還に直ちには応じられない場合に生じた損害
 - ⑤ 前号の事由により、保護預り証券が紛失、滅失、毀損等した場合または第 10 条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
 - ⑥ 第15条の事由により、当金庫が臨機の処置をした場合に生じた損害

(振替決済制度への転換に伴う口座開設のみなし手続き等に関する同意)

第 19 条 有価証券の無券面化を柱とする社債等の振替に関する法律(以下、「社振法」といいます。平成 21 年 1 月 5 日において 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」における「社債、株式 等の振替に関する法律」(以下、「振替法」といいます。)が施行されております。以下同じ)に基づく振替決済制度において、 当金庫が口座管理機関として取り扱うことのできる国債証券等のうち、当金庫がお客さまからお預りしている国債証券等であって、あらかじめお客さまから同制度への転換に関しご同意いただいたものについては、同制度に基づく振替決済口座の開設 のお申込みをいただいたものとしてお手続きさせていただきます。この場合におきましては、当該振替決済口座に係るお客さまとの間の権利義務関係について、別に定めた振替決済口座管理規定の交付をもって、当該振替決済口座を開設した旨の連絡に代えさせていただきます。

(特例社債等の社振法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意)

- 第20条 社振法の施行に伴い、お客さまがこの規定に基づき当金庫に寄託している有価証券のうち、特例社債、特例地方債、特例投資法人債、特例特定社債、特例特別法人債または特例外債(以下、「特例社債等」といいます。)に該当するものについて、 社振法に基づく振替制度へ移行するために社振法等に基づきお客さまに求められている①および②に掲げる諸手続き等を当金 庫が代わって行うことならびに③から⑤までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものものとして取り扱います。
 - ① 社振法附則第14条(同法附則第27条から第31条までまたは第36条において準用する場合を含みます。)において定められた振替受入簿の記載または記録に関する株式会社証券保管振替機構(以下「機構」といいます。)への申請
 - ② その他社振法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等(社振法に基づく振替制度へ移行するために、当金庫から他社に再寄託する場合の当該再寄託の手続き等を含みます。)
 - ③ 移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと

- ④ 振替口座簿への記載または記録に際し、振替手続き上、当金庫の口座(自己口)を経由して行う場合があること
- ⑤ 社振法に基づく振替制度に移行した特例社債等については、この規定によらず、社振法その他の関係法令および機構の 業務規程その他の定めに基づき、当金庫が別に定める規定により管理すること

(この規定の変更)

第 21 条 この規定は、法令の変更または監督官庁ならびに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときは、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更することがあります。変更するときは、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を店頭表示、インターネットその他相当の方法により周知します。なお、変更の内容が、お客さまの従来の権利を制限し、またはお客さまに新たな義務を課すものであるときは、その効力発生時期が到来するまでに周知します。

第2章 振替決済口座管理規定(振替国債)

(この規定の趣旨)

第1条 この規定は、お客さまが社債、株式等の振替に関する法律(以下、「振替法」といいます。)に基づく振替決済制度において取り扱う国債(以下、「振決国債」といいます。)に係る口座を当金庫に開設するに際し、当金庫とお客さまとの間の権利 義務関係を明確にするために定めるものとします。

(振替決済口座)

- 第2条 振決国債に係るお客さまの口座(以下「振替決済口座」といいます。)は、振替法に基づく口座管理機関として、当金庫 が備え置く振替口座簿において開設します。
 - 2 振替決済口座には、日本銀行が定めるところにより、種別ごとに内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である振決国債の記載または記録をする内訳区分と、それ以外の振決国債の記載または記録をする内訳区分とを別に設けて開設します。
 - 3 当金庫は、お客さまが振決国債についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載または記録いたします。

(振替決済口座の開設)

- 第3条 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客さまから当金庫所定の「債権取引(保護預り)口座設定申込書」によりお申込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い取引時確認を行わせていただきます。
 - 2 当金庫は、お客さまから「債権取引(保護預り)口座設定申込書」による振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは遅滞なく振替決済口座を開設し、お客さまにその旨を連絡いたします。
 - 3 振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び日本銀行の国債振替決済業務規程そ の他の関連諸規則に従って取り扱います。

(共通番号の届出)

第3条の2 お客さまは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といいます。)その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第15項に規定する法人番号。以下同じ)の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客さまの共通番号を当金庫にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定し従い本人確認を行わせていただきます。

(当金庫への届出事項)

第3条の3 「債権取引(保護預り)口座設定申込書」に押なつされた印影および記載された氏名または名称、住所、生年月日、 印鑑、共通番号等をもって、お届出の氏名または名称、住所、生年月日、印鑑、共通番号等とします。

(契約期間等)

- 第4条 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。
 - 2 この契約は、お客さままたは当金庫からお申出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、 継続後も同様とします。

(手数料)

- 第5条 この規定に基づく口座の設定に伴う手数料(以下、「手数料」といいます。)は、料金表記載の料率と計算方法により1年分を後払いするものとし、毎年4月の当金庫所定の日に、お客さまが指定した預金口座(以下、「指定口座」といいます。)から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ充当するものとします。なお、当初契約期間の手数料は、契約後の振決国債の記録日の属する月を1か月としてその月から月割計算によりお支払いいただきます。
 - 2 手数料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の手数料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用 します。
 - 3 契約期間中に口座の解約があった場合または償還や振替により振決国債の残高がなくなった場合は、解約日または残高が なくなった日の属する月までの手数料を月割計算によりお支払いいただきます。
 - 4 当金庫は、指定口座に手数料に相当する金額がない場合は、第10条により当金庫が受け取る振決国債の償還金、利子また は買取り代金等(以下、「償還金等」といいます。)から手数料に充当することができるものとします。

(振替の申請)

- 第6条 お客さまは、振替決済口座に記載または記録されている振決国債について、次の各号に定める場合を除き、当金庫に対し、振替の申請をすることができます
 - (1) 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替またはその申請を禁止されたもの
 - ② 法令の規定により禁止された譲渡または質入れに係るものその他日本銀行が定めるもの
 - 2 前項に基づき、お客さまが振替の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当金庫に提示いただかなければなりません。
 - ① 当該振替において減額および増額の記載または記録がされるべき振決国債の銘柄および金額
 - ② お客さまの振替決済口座において減額の記載または記録がされるべき種別および内訳区分
 - ③ 振替先口座
 - ④ 振替先口座において、増額の記載または記録がされるべき種別および内訳区分
 - 3 前項①の金額は、その振決国債の最低額面金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。
 - 4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項③の提示は必要ありません。また、同項④については、「振替先口座」を「お客さまの振替決済口座」として提示してください。
 - 5 振決国債の全部または一部を振替えるときは、その7営業日前までに当金庫所定の方法でその旨をお申し出のうえ、お客 さま等が当金庫所定の依頼書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)してご提出ください。
 - 6 当金庫に振決国債の買取りを請求される場合、前項の手続きをまたずに振決国債の振替の申請があったものとして取り扱います。

(他の口座管理機関への振替)

- 第7条 当金庫は、お客さまからお申出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。また、当金庫で振 決国債を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項(当金庫及び口座を開設している営業所名、口座番号、 口座名等。担保の設定の場合は加えて、保有欄か質権欄の別、加入者口座番号等)をご連絡ください。上記連絡事項に誤りが あった場合は、正しく手続きが行われないことがあります。
 - 2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当金庫所定の振替口座依頼書によりお申込みください。

(担保の設定)

第8条 お客さまの振決国債について、担保を設定される場合は、日本銀行が定めるところに従い、当金庫所定の手続きによる 振替処理により行います。

(みなし抹消申請)

第9条 振替決済口座に記載または記録されている振決国債が償還(分離利息振決国債にあっては、利子の支払い)された場合には、お客さまから当金庫に対し、当該振決国債について、振替法に基づく抹消の申請があったものとみなして、当金庫がお客さまに代わってお手続きさせていただきます。

(元利金の代理受領等)

- 第10条 振替決済口座に記載記録されている振決国債(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。)の元金および利子の支払いがあるときは、日本銀行が代理して国庫から受領してから、信金中央金庫が当金庫に代わってこれを受取り、当金庫が信金中央金庫からお客さまに代わってこれを受領し、指定口座に入金します。
 - 2 当金庫は、前項の規定にかかわらず、当金庫所定の様式により、お客さまからのお申込みがあれば、お客さまの振替決済 口座に記載または記録がされている振決国債 (差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止さ れたものを除きます。)の利子の全部または一部を、お客さまがあらかじめ指定された、当金庫に振替決済口座を開設してい る他のお客さまに配分することができます。

(お客さまへの連絡事項)

- 第11条 当金庫は、振決国債について、残高照合のための報告をご通知します。
 - 2 前項の残高照合のための報告は、振決国債の残高に異動があった場合に、当金庫所定の時期に年1回以上ご通知します。 なお、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当金庫の資金証券部預かり資産課に直接ご連絡ください。
 - 3 当金庫が届出のあった名称、住所にあてて通知を行いまたはその他の送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
 - 4 当金庫は、第2項の規定にかかわらず、お客さまが特定投資家(金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。)の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。)をいいます。)である場合であって、お客さまからの第2項に定める残高照合のための報告(取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。)に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当金庫が定めるところにより残高照合のための報告を行わないことがあります。

(届出事項の変更手続き)

- 第12条 印章を失ったとき、または印章、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号その他の 届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、 「住民票」等の書類をご提出または「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。
 - 2 前項によりお届出があった場合、当金庫は所定の手続きを完了した後でなければ振決国債の振替又は抹消、契約の解約の ご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
 - 3 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名または名称、住所、共通番号等をもって届出の印鑑、氏名または名称、住所、 共通番号等とします。

(当金庫の連帯保証義務)

- 第13条 日本銀行または信金中央金庫が、振替法等に基づき、お客さま(振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。)に 対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当金庫がこれを連帯して保証いたします。
 - ① 振決国債(分離適格振決国債、分離元本振決国債または分離利息振決国債を除きます。)の振替手続きを行った際、日本銀行または信金中央金庫において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載または記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振決国債の超過分(振決国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。)の元金および利子の支払いをする義務
 - ② 分離適格振決国債、分離元本振決国債または分離利息振決国債の振替手続きを行った際、日本銀行または信金中央金庫において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載または記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた分離元本振決国債および当該国債と名称および記号を同じくする分離適格振決国債の超過分の元金の償還をする義務または当該超過分の分離利息振決国債および当該国債と利子の支払期日を同じくする分離適格振決国債の超過分(振決国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。)の利子の支払いをする義務

③ その他、日本銀行または信金中央金庫において、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

(反社会的勢力との取引拒絶)

第14条 振替決済口座は、お客さまが第15条第4項各号のいずれにも該当しない場合に利用できるものとし、第15条第4項各号の一つにでも該当する場合には、当金庫は振替決済口座の開設をお断りするものとします。

(解約等)

- 第15条 この契約は、お客さまのお申出によりいつでも解約することができます。解約するときは、その7営業日前までに当金 庫所定の方法でその旨をお申出のうえ、解約の際にお客さまが当金庫所定の解約依頼書に届出の印章(または署名)により記 名押印(または署名)してご提出し、振決国債を他の口座管理機関へお振替えください。第4条によるお客さまからのお申出 により契約が更新されないときも同様とします。
 - 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当金庫はいつでも、この振替決済口座を解約できるものとします。この場合、 当金庫から解約の通知があったときは、直ちに当金庫所定の手続きをとり、振決国債を他の口座管理機関へお振替えください。第4条による当金庫からの申出により契約が更新されないときも同様とします。
 - ① お客さまが手数料を支払わないとき
 - ② お客さまについて相続の開始があったとき
 - ③ お客さま等がこの規定に違反したとき
 - ④ 第5条による手数料の計算期間が満了したときに口座残高がないとき
 - ⑤ やむを得ない事由により、当金庫が解約を申出たとき
 - 3 前項のほか、次の各号の一つにでも該当すると認められる場合には、当金庫は取引を停止し、またはお客さまに通知することにより、この振替決済口座を解約できるものとします。この場合、直ちに当金庫所定の手続きをとり、振決国債を他の口座管理機関へお振替えください。ただし、第7条に定める振替を行うことができないと当金庫が判断した場合は、振決国債を換金し、金銭によりお返しすることがあります。なお、この換金により生じた損害については、当金庫は一切責任を負いません。また、これにより当金庫に損害が生じたときは、その損害額を直ちにお支払いください。
 - ① お客さまが次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - イ 暴力団
 - 口 暴力団員
 - ハ 暴力団準構成員
 - 二 暴力団関係企業
 - ホ 総会屋等、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - へ その他イからホに準ずるもの
 - ② お客さまが、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
 - イ 暴力的な要求行為
 - ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ハ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 二 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - ホ その他イから二に準ずる行為
 - 4 前2項による振決国債の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から引取りの日の属する月までの手数料相当額を月割計算によりお支払いください。この場合、第5条第3項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。
 - 5 当金庫は、前項の不足額を引取りの日に第5条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第5条第4項に準じて償還金等から充当することができるものとします。
 - 6 第2項または第3項に基づく解約に際しては、お客さまの振替決済口座に記載又は記録されている振決国債および金銭については、当金庫の定める方法により、お客さまのご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

(緊急措置)

第16条 法令の定めるところにより振決国債の振替を求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当金庫は臨

機の処置をすることができるものとします。

(免責事項)

- 第17条 当金庫は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。
 - ① 第12条第1項による届出の前に生じた損害
 - ② 申込書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名)をお届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて振決国債の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
 - ③ 申込書に使用された印影(または署名)がお届出の印鑑(または署名鑑)と相違するため、振決国債の振替または抹消をしなかった場合に生じた損害
 - ④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当金庫の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、振決国債の振替または抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
 - ⑤ 前号の事由により、振決国債の記録が滅失等した場合、または第 10 条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
 - ⑥ 第16条の事由により、当金庫が臨機の処置をした場合に生じた損害

(この規定の変更)

第 18 条 この規定は、法令の変更または監督官庁ならびに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときは、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更することがあります。変更するときは、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を店頭表示、インターネットその他の方法により周知します。なお、変更の内容が、お客さまの従来の権利を制限し、またはお客さまに新たな義務を課すものであるときは、その効力発生時期が到来するまでに周知します。

第3章 一般債振替決済口座管理規定

(この規定の趣旨)

第1条 この規定は、お客さまが社債、株式等の振替に関する法律(以下、「振替法」といいます。)に基づく振替制度において 取り扱う一般債に係る口座(以下、「振替決済口座」といいます。)を当金庫に開設するに際し、当金庫とお客さまとの間の権 利義務関係を明確にするために定めるものです。また、一般債の範囲については、株式会社証券保管振替機構(以下、「機構」 といいます。)の社債等に関する業務規定に定めるものとします。

(振替決済口座)

- 第2条 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当金庫が備え置く振替口座簿において開設します。
 - 2 振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である一般債の記載または記録をする内訳区分(以下、「質権口」といいます。)と、それ以外の一般債の記載または記録をする内訳区分(以下、「保有口」といいます。)とを別に設けて開設します。
 - 3 当金庫は、お客さまが一般債についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載または記録いたします。

(振替決済口座の開設)

- 第3条 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客さまから当金庫所定の「振替決済口座設定申込書」によりお申 込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い取引時確認を行わせていただきます。
 - 2 当金庫は、お客さまから「振替決済口座設定申込書」による振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客さまにその旨を連絡いたします。
 - 3 振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令および機構の社債等に関する業務規定その他の定めに従って取り扱います。お客さまには、これら法令諸規則および機構が講ずる必要な措置ならびに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本規定の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。

(共通番号の届出)

第3条の2 お客さまは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」といいます。)その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第15項に規定する法人番号。以下同じ)の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客さまの共通番号を当金庫にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定し従い本人確認を行わせていただきます。

(契約期間等)

- 第4条 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。
 - 2 この契約は、お客さままたは当金庫からお申出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、 継続後も同様とします。

(当金庫への届出事項)

第5条 「振替決済口座設定申込書」に押なつされた印影および記載された氏名または名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等をもって、お届出の氏名または名称、住所、生年月日、印鑑、共通番号等とします。

(振替の申請)

- 第6条 お客さまは、振替決済口座に記載または記録されている一般債について、次の各号に定める場合を除き、当金庫に対し、振替の申請をすることができます。
 - ① 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替またはその申請を禁止されたもの
 - ② 法令の規定により禁止された譲渡または質入れに係るものその他機構が定めるもの
 - ③ 一般債の償還期日または繰上償還期日において振替を行うもの
 - ④ 一般債の償還期日、繰上償還期日、定時償還期日または利子支払期日の前営業日において振替を行うもの
 - 2 お客さまが振替の申請を行うに当たっては、その7営業日前までに、次に掲げる事項を当金庫所定の依頼書に記入の上、届出の印章 (または署名)により記名押印 (または署名)してご提出ください。
 - ① 当該振替において減額および増額の記載または記録がされるべき一般債の銘柄および金額
 - ② お客さまの振替決済口座において減額の記載または記録がされるのが、保有口か質権口かの別
 - ③ 振替先口座およびその直近上位機関の名称
 - ④ 振替先口座において、増額の記載または記録がされるのが、保有口か質権口かの別
 - ⑤ 振替を行う日
 - 3 前項①の金額は、その一般債の各社債の金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。
 - 4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項③の提示は必要ありません。また、同項④については、「振替先口座」を「お客さまの振替決済口座」として提示してください。
 - 5 当金庫に一般債の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまたずに一般債の振替の申請があったものとして取り扱います。

(他の口座管理機関への振替)

- 第7条 当金庫は、お客さまからお申出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。また、当金庫で振替一般債を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項(当金庫および口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等。担保の設定の場合は加えて、保有口か質権口の別等)をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続きが行われないことがあります。
 - 2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当金庫所定の振替依頼書によりお申込みください。

(担保の設定)

第8条 お客さまの一般債について、担保を設定される場合は、当金庫所定の手続きにより振替を行います。

(抹消申請の委任)

第9条 振替決済口座に記載または記録されている一般債について、償還、繰上償還または定時償還が行われる場合には、当該

一般債について、お客さまから当金庫に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当金庫は当該委任に基づき、お客さまに代わってお手続きさせていただきます。

(元利金の代理受領等)

- 第10条 振替決済口座に記載または記録がされている一般債(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。)のうち、機構の社債等に関する業務規定により償還金(繰上償還金および定時償還金を含みます。また、金銭に代えて金銭以外の財産をもって償還する場合における当該金銭以外の財産を含みます。以下同じ)および利金を取り扱うもの(以下、「機構関与銘柄」といいます。)の償還金および利金の支払いがあるときは、支払代理人が発行者から受領してから、信金中央金庫(上位機関)が当金庫に代わってこれを受け取り、当金庫が信金中央金庫(上位機関)からお客さまに代わってこれを受領し、お客さまのご請求に応じて当金庫からお客さまにお支払いします。
 - 2 当金庫は、第 1 項の規定にかかわらず、当金庫所定の様式により、お客さまからの申込みがあれば、お客さまの振替決済 口座に記載または記録がされている一般債 (差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止され たものを除きます。)のうち、機構関与銘柄の利金の全部または一部を、お客さまがあらかじめ指定された、当金庫に振替決 済口座を開設している他のお客さまに配分することができます。

(お客さまへの連絡事項)

- 第11条 当金庫は、一般債について、次の事項をお客さまにご通知します。
 - ① 最終償還期限
 - ② 残高照合のための報告
 - ③ お客さまに対して機構から通知された事項
 - 2 前項の残高照合のための報告は、一般債の残高に異動があった場合に、当金庫所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当金庫の資金証券部預かり資産課に直接ご連絡ください。
 - 3 当金庫が届出のあった氏名、住所にあてて通知を行いまたはその他の送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
 - 4 当金庫は、第2項の規定にかかわらず、お客さまが特定投資家(金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。)の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。)をいいます。)である場合であって、お客さまからの第2項に定める残高照合のための報告(取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ)に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当金庫が定めるところにより残高照合のための報告を行わないことがあります。

(届出事項の変更手続き)

- 第12条 印章を失ったとき、または印章、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出または「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。
 - 2 前項によりお届出があった場合、当金庫は所定の手続きを完了した後でなければ一般債の振替または抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
 - 3 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名または名称、住所、共通番号等をもって届出の印鑑、氏名または名称、住所、 共通番号等とします。

(口座管理料)

- 第13条 当金庫は、口座を開設したときは、その開設時および口座開設後1年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。
 - 2 当金庫は、前項の場合、売却代金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、一般債の償還金または利金の支払いのご請求には応じないことがあります。

(当金庫の連帯保証義務)

第14条 機構または信金中央金庫(上位機関)が、振替法等に基づき、お客さま(振替法第11条第2項に定める加入者に限り

ます。)に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当金庫がこれを連帯して保証いたします。

- ① 一般債の振替手続きを行った際、機構または信金中央金庫(上位機関)において、誤記帳等により本来の残額より超過 して振替口座簿に記載または記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなか ったことにより生じた一般債の超過分(一般債を取得した者のないことが証明された分を除きます。)の償還金および利金 の支払いをする義務
- ② その他、機構または信金中央金庫(上位機関)において、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

(機構において取り扱う一般債の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知)

- 第15条 当金庫は、機構において取り扱う一般債のうち、当金庫が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。
 - 2 当金庫は、当金庫における一般債の取扱いについて、お客さまにその取扱いの可否を通知します。

(反社会的勢力との取引拒絶)

第16条 振替決済口座は、お客さまが第17条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用できるものとし、第17条第2項各号の一つにでも該当する場合には、当金庫は振替決済口座の開設をお断りするものとします。

(解約等)

- 第17条 この契約は、お客さまのお申し出によりいつでも解約するこができます。解約するときはその7営業日前までに当金庫所定の方法でその旨をお申出のうえ、解約の際にお客さまが当金庫所定の解約依頼書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)してご提出し、一般債を他の口座管理機関へお振替えください。第4条によるお客さまからのお申し出により契約が更新されないときも同様とします。
 - 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当金庫はいつでも、この振替決済口座を解約できるものとします。この場合当金庫から解約の通知があったときは、直ちに当金庫所定の手続きをとり、一般債を他の口座管理機関へお振替えください。 第4条による当金庫からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。
 - ① お客さまが手数料を支払わないとき
 - ② お客さまについて相続の開始があったとき
 - ③ お客さまがこの規定に違反したとき
 - ④ 第13条による料金の計算期間が満了したときに口座残高がないとき
 - ⑤ やむを得ない事由により、当金庫が解約を申し出たとき
 - 3 前項のほか、次の各号の一つにでも該当すると認められる場合には、当金庫は取引を停止し、またはお客さまに通知することにより、この振替決済口座を解約できるものとします。この場合、直ちに当金庫所定の手続きをとり、一般債を他の口座管理機関へお振替えください。ただし、第7条に定める振替を行うことができないと当金庫が判断した場合は、一般債を換金し、金銭によりお返しすることがあります。なお、この換金により生じた損害については、当金庫は一切責任を負いません。また、これにより当金庫に損害が生じたときは、その損害額を直ちにお支払いください。
 - ① お客さまが次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - イ 暴力団
 - 口 暴力団員
 - ハ 暴力団準構成員
 - 二 暴力団関係企業
 - ホ 総会屋等、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - へ その他イからホに準ずるもの
 - ② お客さまが、自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
 - イ 暴力的な要求行為
 - ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ハ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 二 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - ホ その他イから二に準ずる行為

- 4 前2項による一般債の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、第13条第2項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。
- 5 当金庫は、前項の不足額を引取りの日に第13条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第13条第2項に準じて売却代金等から充当することができるものとします。
- 6 第1項または第2項に基づく解約に際しては、お客さまの振替決済口座に記載または記録されている一般債および金銭に ついては、当金庫の定める方法により、お客さまのご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行い ます。

(緊急措置)

第18条 法令の定めるところにより一般債の振替を求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当金庫は臨機の処置をすることができるものとします。

(免責事項)

- 第19条 当金庫は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。
 - ① 第12条第1項による届出の前に生じた損害
 - ② 申込書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名)を届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて一般債の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
 - ③ 申込書に使用された印影(または署名)が届出の印鑑(または署名鑑)と相違するため、一般債の振替をしなかった場合に生じた損害
 - ④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当金庫の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生した ため、一般債の振替または抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
 - ⑤ 前号の事由により一般債の記録が滅失等した場合、または第10条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に 生じた損害
 - ⑥ 第18条の事由により当金庫が臨機の処置をした場合に生じた損害

(機構非関与銘柄の振替の申請)

第20条 お客さまの口座に記載または記録されている機構非関与銘柄(機構の社債等に関する業務規定により、償還金および利金を取り扱う銘柄以外の銘柄の一般債をいいます。)について、お客さまが振替の申請を行う場合には、あらかじめ当金庫に対し、その旨をお申出ください。

(振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意)

- 第 21 条 振替法の施行に伴い、お客さまが有する特例社債、特例地方債、特例投資法人債、特例特定社債、特例特別法人債また は特例外債(以下「特例社債等」といいます。)について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客さまから当該特例 社債等の証券(当該特例社債等が社債等登録法第 3 条第 1 項の規定により登録されているものである場合には、登録内容証明書)のご提出を受けた場合には、振替法等に基づきお客さまに求められている第 1 号及び第 2 号に掲げる諸手続き等を当金庫が代わって行うことならびに第 3 号から第 5 号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。
 - ① 振替法附則第14条(同法附則第27条から第31条までまたは第36条において準用する場合を含む。)において定められた振替受入簿の記載または記録に関する機構への申請
 - ② その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等
 - ③ 移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと
 - ④ 振替口座簿への記載または記録に際し、振替手続き上、当金庫の口座(自己口)を経由して行う場合があること
 - ⑤ 振替法に基づく振替制度に移行した特例社債等については、振替法その他の関係法令および機構の業務規定その他の定めに基づき、この規定により管理すること

(この規定の変更)

第22条 この規定は、法令の変更または監督官庁ならびに機構の指示、その他必要な事由が生じたときは、民法第548条の4の 規定に基づき変更することがあります。変更するときは、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期 を店頭表示、インターネットその他相当の方法により周知します。なお、変更の内容が、お客さまの従来の権利を制限し、またはお客さまに新たな義務を課すものであるときは、その効力発生時期が到来するまでに周知します。

2020年4月現在